

## ◇ 他の都道府県（国外を含む。）から福井県立高等学校へ入学を志願する者の手続き（要項 p. 41 1）

## &lt;全日制&gt;

## (1) 条件

他の都道府県の中学校卒業または卒業見込みの者で、福井県立高等学校（以下「県立高校」という。）の全日制の課程に入学を志願する者は、次のいずれかに該当する条件を備えたものでなければならない。

ア 保護者の転勤または「ふるさと帰住」等の理由により、本人および保護者の住所が現に本県内にあること、または近く本県内に住所が移ることが明確であること（やむを得ない事情で保護者の住所が現に本県内にない場合は、保護者に代わる身元引受人の住所が現に本県内にあること。）。

イ 隣接の府県に住所がある生徒で、地形、交通等の関係上、その府県の高等学校に通学することが甚しく困難であること。

ウ 他の都道府県の志願者で、当該都道府県に志望する学科が設置されていない場合であること。

## (2) 申請手続

他の都道府県から志願する者は、次の書類を福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出すること。

ア 福井県立高等学校入学志願許可申請書（様式高入第1号）1通

イ 市区町村長の発行する生徒および保護者の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。）

住民票の写しについては、保護者と子が同一の用紙に書かれたもの（あるいは家族が一覧となったもの）、続柄が記載されたもの（省略しないこと。）

ウ 転居見込みの場合はその旨を証明する書類（国内からの場合は転居予定証明書（別紙1）、国外からの場合は帰国（転居）予定証明書（別紙2））

エ (1) のアまたはウで保護者の住所が現に本県内にない場合は、身元引受人の住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。）および身元引受承諾書（別紙3）

## (3) 審査等

ア 教育委員会は前項の書類を審査し、適当と認めた場合は、志願者に福井県立高等学校入学志願許可書（様式高入第2号）を交付する。

イ 志願者は、福井県立高等学校入学志願許可申請書の写しおよび福井県立高等学校入学志願許可書を、志願先の県立高校長に提出すること。

ウ やむを得ない事情で、アの許可書発行後に志願先の学校、学科、コース等を変更するなど、申請時の内容に変更が生じた場合は、志願者は速やかに教育委員会に連絡すること。

エ 特色選抜の種目・領域「地域みらい留学」の選抜に漏れた者が、一般入学者選抜を受験する場合には、**令和6年1月22日（月）から令和6年1月30日（火）までに「県を越えて出願する場合の取扱い」の例により手続し、出願すること。**

## &lt;定時制・通信制&gt;

県内からの出願と同様に扱う（教育委員会の許可不要。）。

## 【参考】

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ・出願受付期間 | 令和6年2月7日（水）～2月9日（金）正午締切   |
| ・志願変更期間 | 令和6年2月14日（水）～2月16日（金）正午締切 |
| ・学力検査日  | 令和6年2月20日（火）～2月21日（水）     |
| ・追検査日   | 令和6年2月26日（月）～2月27日（火）     |
| ・合格者発表日 | 令和6年2月29日（木）午後2時以降        |

## <手続の流れ>

### 1 志願許可申請・承認申請について

#### (1) 申請・承認期間

推薦入試・特色選抜 令和5年11月20日(月)～令和5年12月27日(水)

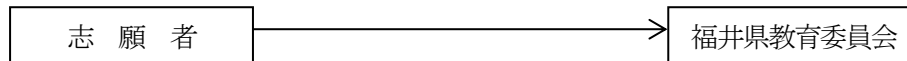
一般入学者選抜 令和5年11月20日(月)～令和6年1月30日(火)

および 令和6年2月13日(火) 午前9時～午後4時

【出願の特例】参照

第2次募集 令和6年2月16日(金)～令和6年2月29日(木) 正午

#### (2) 手続の流れ



##### <申請手続書類>

- ① 福井県立高等学校入学志願許可申請書(様式高入第1号) 1通
- ② 住民票の写し(生徒および保護者の住民票の写し、マイナンバーの記載がないもの。)
- ③ 転居見込みの場合は、その旨を証明する書類(国内からの場合は転居予定証明書(別紙1)、国外からの場合は帰国(転居)予定証明書(別紙2))
- ④ 保護者の住所が現に本県内にない場合は、身元引受人の住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの。)および身元引受承諾書(別紙3)

##### <その他>

- ◎ 本人と保護者の現住所が異なる場合は、①の申請書の「8 申請理由 (2) その他」の欄に、差し支えない範囲でその説明を加えること。
- ◎ 申請手続書類は、保護者または事情に詳しい者が持参すること。(やむを得ない場合は、郵送も可。)
- ◎ 許可書の送付を希望する場合は、簡易書留郵送に必要な切手を貼った封筒(長形3号に414円切手を貼ったもの。住所、氏名を記入のこと。)を用意すること。



##### <送付書類>

- ※① 福井県立高等学校入学志願許可書(様式高入第2号)
- ※② 福井県立高等学校入学志願許可申請書(様式高入第1号)の写し
- ③ 福井県立高等学校入学志願者調査書(様式第1号)

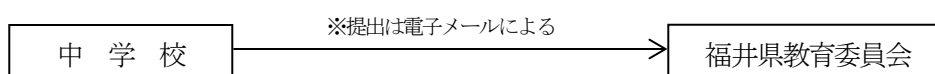
### 2 出願について

#### (1) 出願受付期間

令和6年2月7日(水)～2月9日(金) 正午締切

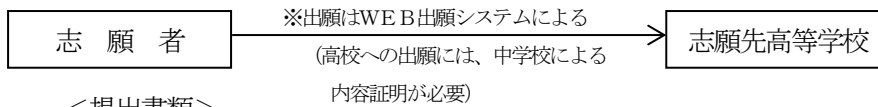
(推薦入学者選抜・特色選抜の場合は 令和6年1月9日(火)～11日(木) 午後4時まで)

#### (2) 手続きの流れ



##### <提出書類>

- ① WEB出願システムメールアドレス登録回答票

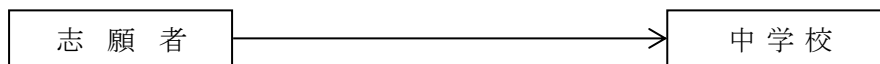


<提出書類>

- ② 福井県立高等学校入学志願許可書（前記 ※①の書類）
- ③ 福井県立高等学校入学志願許可申請書の写し（前記 ※②の書類）

<その他>

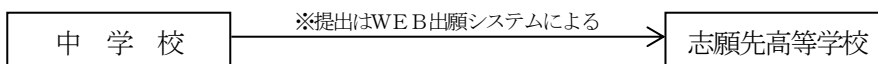
- ◎ 出願は、福井県立高等学校統合型WEB出願システム（以下「WEB出願システム」という。）により行う。情報セキュリティの観点からWEB出願システムは2段階認証機能を搭載しており、この機能の利用には事前に中学校管理者の個別電子メール登録が必要となる。
- ◎ WEB出願システムにより、出願に必要な情報を入力し、中学校長の証明を得て、出願期間中に出願先の県立高等学校長に提出すること。受験票は、志願変更の受付を締め切った後に、WEB出願システム上で出願者に届く。
- ◎ 提出書類を郵送する場合には、書留郵送によることとし、封筒の表に「出願書類在中」と朱書すること。
- ◎ 入学審査料として、2,200円をクレジットカードによるオンライン決済、コンビニエンスストア支払いのいずれかで払込むこと。なお、志願者の事情により受験しなかった場合、納入された入学審査料の返還は行わない。



<その他>

- ◎ 志願者は、福井県立高等学校入学志願者調査書（様式第1号）により、調査書の作成および提出を中学校長に依頼すること。

**(3) その他、提出書類について**



<提出書類>

- ① 福井県立高等学校入学志願者調査書（様式第1号）
- ② 推薦書（様式第2号） ※推薦入学者選抜の場合
- ③ 特色選抜志願理由書（様式第3号） ※特色選抜の場合
- ④ 探究的な取組みに係る事前課題（志願先の高校が提出を求めている者のみ）  
※特色選抜の場合

<その他>

- ◎ 中学校長は、志願者の志願情報に誤りのないことおよび入学審査料が払込まれていることを確認し、WEB出願システムにより志願情報等の証明を行うこと。
- ◎ 中学校長は、出願時に、調査書等をWEB出願システムにより添付し、出願先の県立高校長に提出すること。

**【出願の特例】（「令和6年度福井県立高等学校入学者選抜に関する実施要項」p3 3(4)）**

他の都道府県から県立高校全日制の課程を志願する者のうち、転勤による県外からの一家転住等のやむを得ない事情により、願書提出期間内に志願できなかった者は、志願変更期間内に志願することができる。ただし、**令和6年2月13日（火）の午前9時から午後4時まで**に、「県を越えて出願する場合の取扱い」の例により、手続をしなければならない。

問合せ先

福井県教育委員会 県越え出願担当

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁高校教育課

電話 0776-21-1111 (内線 4161)

0776-20-0549 (直通)